

○公共下水道事業

東京都及び政令指定都市（以下「政令市等」という。）を1 類型とし、その他の市町村については以下の区分（処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分）により類型化する。

[公共下水道事業区分一覧表]

	処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等				政令市等
A	10万以上	100人/ha以上		Aa
		75人/ha以上		Ab
		50人/ha以上	30年以上	Ac1
			30年未満	Ac2
50人/ha未満		Ad		
B	3万以上	100人/ha以上		Ba
		75人/ha以上	30年以上	Bb1
			30年未満	Bb2
		50人/ha以上	30年以上	Bc1
			30年未満	Bc2
		50人/ha未満	30年以上	Bd1
			30年未満	Bd2
		C	3万未満	75人/ha以上
50人/ha以上	30年以上			Cb1
	15年以上			Cb2
	15年未満			Cb3
25人/ha以上	30年以上			Cc1
	15年以上			Cc2
	15年未満			Cc3
25人/ha未満	30年以上			Cd1
	15年以上			Cd2
	15年未満			Cd3